

広島市人事委員会規則第4号

令和7年1月25日

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡久美

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育職給料表(2)の備考の3の人事委員会規則で定める職員は、第1項の職員のうちその職務の級が4級である者とする。

第5条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育職給料表(4)の備考の3の人事委員会規則で定める職員は、第1項の職員のうちその職務の級が4級である者とする。

第6条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育職給料表(5)の備考の3の人事委員会規則で定める職員は、第1項の職員のうちその職務の級が4級である者とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。